

2015年度第4回 一橋大学政策フォーラム



刑事弁護人の役割 そのとき、弁護人はなにをすべきか？



裁判員制度や被害者参加制度が導入され、司法取引の制度化が予定されるなど刑事手続きは大きく変化している。こうしたなか弁護人の役割や義務も重みを増している。一橋大学大学院法学研究科は5日、国立西キャンパスで「刑事弁護人の役割 そのとき、弁護人はなにをすべきか？」と題したシンポジウムを開催。日本、米国、ドイツの法学者が意見を交わし、刑事弁護人の役割論の世界水準を提示した。

米独のゲスト招き議論を深める



一橋大学大学院
法学研究科長・教授
青木 人志氏

のゲストもごく限られていた。しかし、今や世界は大きく変わ

一橋大学は、日本法について
の深い知識のみならず、より幅
広い外国法の知識も併せ持つグ
ローバル志向の人材育成を目指
している。
30年ほど前、私が本学を卒業
した年に、法学部から海外の学
生が卒業することはなかった。
当時、日本の大学では外国人留
学生は非常に少なく、海外から

「なんで、 あんな奴ら」を弁護できるのか？



一橋大学大学院
法学研究科特任教授
村岡 啓一氏

国と、独立の司法機関
という性格が強いドイツ
ツからゲストを招き、
4つの問いを投げかけ

基調報告

基調報告のタイトルは、法曹
倫理の分野では伝説の人ともい
うべきモノロー・フリードマン
の編者書からとった。どうして
犯罪者と知りつつ弁護するの
か。この問いかけに対しては、
当事者主義、法実証主義、利益
衡量論、人道主義などの立場か
ら様々な考え方があがる。同じ
問いはこれからも繰り返される
だろう。法律に携わる者は、い
ま一度、刑事弁護人の使命と役
割について正確に理解しておく
必要がある。

4つの視点から役割を考察

世界中の弁護士が法曹倫理の
祖として仰ぐモノロー・フリー
ドマンの業績は、彼がユタヤ人
であったことを抜きには語れな
い。ユタヤ人の倫理の源はトー
ラ、すなわち「モーセの五書」
にある。権力を持つ人々に対す
る抵抗の物語であり、その教え
と実践は、何が公正なものと
か、私たちが何をなすべきかと
いう法の議論と融合している。
モノローの弁護士としての役
割モデルはモーセとアブラハム
だ。モーセは偶像崇拜の罪を犯
した人々に激怒するが、神が
「人を滅ぼさず」と告げたとき
良き弁護士の熱意をもつて人々
の弁護をする。

モノロー・フリードマンの倫理観および 倫理研究に与えたユタヤ教の影響



弁護士
ジェニファー・
タイガー氏

とする神に對峙し、賢
明な交渉術で町を救っ
た「全能の神」に対す
るこの異議申し立て
は、私が被告人に代わ
って国家権力になして
きた異議申し立てとは
比較にならないほど勇
気が必要とするもので
あった」とモノローは
述べている。

国家権力の乱用から民を守る

刑事手続きとそれに関連する
法律家の倫理を考えると、私
は、犯罪者を見いだし処罰する
国家の権限よりも、むしろ罪に
問われた者の権利に焦点を合
わせる。
弁護士の倫理規範は特定の社
会的、歴史的、文化的コンテク
ストの産物であって、中立的な
原則ではない。私は刑事弁護
人は、依頼者の本質的な人間性
を高めるために規範を作り、そ
れを解釈しなければならぬ。
こうした点を踏まえ、最初の
質問が提起した場面が生じた
とすれば、「偽証をしないように
被告人を説得すべきだが、最
後に被告人が証言台に立つこ
とを選択したら、それに従っ
べき」としたモノロー・フリー
ドマンだ。

法曹倫理と 刑事弁護についての考察



デューク大学名誉教授
弁護士
マイケル・タイガー氏

ドマンの答えに同意す
る。
第2の質問に関して
規則は明確だ。弁護人
はいかなる方法でも捜
索を妨害することは許
されない。また依頼者
が捜索を妨害しないよ
うに努めなければならない。
第3の質問のよう
な状況下では、比較
衡量により、誤って有
罪とされた人が過酷な
刑罰と直面している場
合ならば、守秘義務の
壁を乗り越えるのが最
もあり得る対応だと考
える。

倫理は社会的文脈の産物

最後の司法取引における問題
点は、刑事手続きの重要な部分
が隠されてしまっただけで、そ
に光を当てるとそれが弁護人の仕事
となる。
ドイツにおいては、弁護人が
被疑者・被告人の援助者として
の地位を超え、公的利益にも配
慮すべきかどうか議論されて
いる。判例や通説は司法機関説
の立場に立っているが、私は以
前から限定的機関説を展開して
きた。嘘をつくと証人の隠
された、司法の核心領域への不
可侵義務を除き、国家のあらゆる
制約から独立して活動できる
ようにすべきという立場だ。
第1の質問のように、依頼人
が誤った方向に進もうとして
いるならば、彼を説得しなけれ
ばならない。その上で、必要な
らば弁護人を辞任すべきだと考
える。
第2の事例においては、強制
処分について無用な教示をして

ドイツ刑事手続における 弁護人の機能と地位



バスサウ大学名誉教授
弁護士
ヴェルナー・ボイルケ氏

はいけない。弁護人は
特別の信頼を受けて記
録閲覧権を与えられて
いる。それを乱用すれ
ば、検察による記録内
容の秘匿につながる可
ないからだ。
第3の事例では、弁
護人には依頼者の承諾
なしに秘密を漏洩する
権限はない。秘密の漏
洩によって、依頼者に
重い刑罰が科せられる
殺人罪のような場合、
たとえ無実の第三者が
有罪とされるとして
も、秘密を守らなけれ
ばならない。

国家の制約から独立し活動

日本型司法取引については
ドイツよりも適用範囲が広く、
弁護人の同意がなければ合意で
きない点は評価に値するだろ
う。

信頼関係築き、依頼者の基本的権利を守る

討論



（出席者）写真右から
マイケル・
村岡 啓一氏
ヴェルナー・
ボイルケ氏

現実との妥協点を模索 タイガー氏 弁護人の処罰が問題に ボイルケ氏

村岡 4つの設問について討
議したい。第1の設問は、モノ
ロー・フリードマンの3つの難
問から「偽証する被告を証人
台に立たせるか」について。証
人台に立つことは、依頼者を証言
に立たせることにはない。しか
し、本人の決定に委ねるべきだ
というフリードマンの答えは同
意する。一方、ボイルケ教授は、
「ドイツには被告人には嘘をつ
く権利がある。その権利の行使
について、弁護人は監視義務
はない」という結論だった。
タイガー 弁護人の仕事は、
依頼者を深く理解し、信頼関係
を築くことから始まる。結論と
しては、依頼者のニーズを深く
理解し、現実と何とかが
折り合わせるようになるだろ
う。これをこそ依頼者中心の弁
護活動だ。

慈悲の心での行動共感 タイガー氏 守秘義務は絶対に順守 ボイルケ氏

タイガー 米国の法律の理念
では、すべての社会で被告人に
対して証人を開示することを拒
む社会は絶対主義主義とならな
い理由から否定されなければ
ならない。米国の法律において
は、これは根本的な原則だ。
ボイルケ この問題はドイツ
でも議論の対象だ。原則として
記録閲覧権の乱用は不当なよう
な重大な場合に限り、はたし
てその例が重大な場合かどうか
が問われる。記録閲覧に関して
検察官との関係の問題となるの
は弁護人がきちんとファイル
的な機能を果たさないと記録を
見せないということが起きる。
これは問題だ。

被告人の証拠開示保障 タイガー氏 情報の重大さ問われる ボイルケ氏

村岡 問2「弁護人が合法的
に入手した依頼者不利な情報
を依頼者に伝えることは
許されるか」について。タイガー
教授は、弁護人が知った情報を
依頼者に伝えるべきではないとい

一橋大学の学部生300人 に「守秘義務を守って開示しな い弁護士を支持するか」と尋ね たところ、8割は「弁護士の行 動は誤っている」と答えた。冤 罪者を救うべきだと判断 した。ところが同じ質問をロー ス・クールの学生100人にした ところ、9割が「守秘義務を忠実 に守った弁護士の行動を支持す る」と答えた。

村岡 問4は「司法取引」に ついて。ドイツにも米国にも 司法取引制度がある。日本が 導入しようとしている制度 は、被告人自身があまり知ら ぬところでなされた司法取引は 有効とはいえないが、それを弁 護人が阻止しなければならぬ ような義務が生ずるかについて は、違法だと暴きたてをするほ うの義務までをいえる。 村岡 本日の討論の課題は司 法取引の永遠のテーマだ。一 人の弁護人のなかに存在する多 面性のバランスが重要だとい う。連邦最高裁判所はこの問 題に着目している。

広告

主催：一橋大学

お問い合わせ先：一橋大学政策フォーラム <http://www.hit-u.ac.jp/kenkyu/project/forum.html>